

調書1 補助金等調査表（チェックシート）

所属 保育幼稚園課

（1）補助金の内容

名 称	浦安市私立保育所等運営費等補助金		
交 付 開 始 年 度	平成5年度	終了予定年度	
交 付 先	市内の私立認可保育所等		
交 付 の 目 的 ・ 必 要 性	私立保育所等の健全な運営を促進するとともに、保育内容の充実及び向上を図るために実施している。		
対 象 事 業 の 内 容	保育士等处遇改善補助事業、私立保育所等運営費補助事業、保育教材購入費補助事業、給食材料費補助事業、予備保育士等設置費補助事業、完全給食用調理員設置費補助事業、看護師等設置費補助事業、要支援児保育費補助事業、備品購入費補助事業、施設修繕費補助事業、賃借料補助事業、交通整理員補助事業、延長保育運営費補助事業、地域子育て支援センター事業費補助事業、一時預かり補助事業、病後児保育費補助事業、零歳児保育費補助事業		
形 態	☐ 事業補助 ☐ 運営補助 ☒ 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは ☐ 事業補助 ☒ 運営補助		
直 近 の 見 直 し 状 況	見直した時期	令和5年度	
	内 容	零歳児保育費補助事業の追加	
交 付 申 請	受領書類	☒ 事業計画書 ☒ 収支予算書 ☐ その他（ ）	
	確認内容	資格証、児童数や職員配置の予測、地域子育て支援事業の事業計画等を確認する。	
実 績 報 告	受領書類	☒ 事業報告書 ☒ 収支決算書 ☐ その他（ ）	
	確認内容	賃金台帳、備品購入及び修繕に係る領収証、児童数や職員配置の実績、地域子育て支援事業の利用実績、職員の賃金台帳等を確認する。	

補助金等調査表（チェックシート）

（２）補助金見直しの基本視点に基づく評価

（※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること）

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価 特定の個人又は集団に利益をもたらす	評価の理由・具体的な根拠指標 対象が保育所等の運営事業者であるため
	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価 ほとんど合っている	評価の理由・具体的な根拠指標 国の制度に基づいた事業のほか、市内の運営状況を鑑みながら市単独の事業を実施している。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価 ある	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。 私立保育所等の健全な運営を促進するとともに、保育内容の充実及び向上を図るため、国の事業等を市町村が実施する必要がある。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価 できない	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がないれば事業を実施できない理由・具体的根拠を記入 国の施設型給付費は、在籍する園児数に対して給付されており、そのみでは事業者が安定した保育所等の運営が行えないため。
	市民ニーズが高いものである。	評価 高い	評価の理由・具体的な根拠指標 就労支援のため、保育所のニーズはある。
	市民ニーズに即している。	評価 即している	評価の理由・具体的な根拠指標 多様な働き方に対応するためにも、保育所の安定した運営は必要である。
	補助金の意義について、的確に説明できる。	評価 できる	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。 私立保育所等の健全な運営を促進するとともに、保育内容の充実及び向上を図ることにより、保育所を必要とする市民ニーズを満たしている。
	補助期限（終期）を設定している。	評価 未設定	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。 保育所等の運営は継続して行われるため。
	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価 はい	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。 交付要綱・内規によりすべての補助基準額を明確に定めている。

補助金等調査表（チェックシート）

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	子ども・子育て支援総合計画
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		はい	保育所等が必要な市民が一定数以上いる。
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		はい	市内の認可保育施設を運営する事業者が特定されているため。
		「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。	
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
設定済		補助率は国の制度に基づいたものや、他市との比較等により設定済みである。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		運営補助…収支決算書、事業報告書を確認し、安定した運営ができているか確認している。 事業補助…事業報告書を確認し、各事業の利用者数などを確認している。	
		評価	評価理由
	十分効果をあげている	事業者から提出される事業報告書、収支決算書により、健全な運営が行われていることが確認できる。また、継続して児童を保育できていることにより、待機児童解消に貢献していることが確認できる。	
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		はい	通常保育にかかる最低限の運営費については、委託料で別途支払いをしている。（公定価格）本補助金は保育の向上・充実を図るため公定価格にプラスして市が補助を行うものであり、また一部事業については利用実績に応じて補助金額を設定しているため、補助金の交付が合理的であると考えられる。
国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乗せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。	
	ない		
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていない理由を記入。
		はい	実績報告書とともに関係する資料を確認している
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
		対象としていない	

補助金等調査表（チェックシート）

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由	
		はい	実績報告書とともに関係する資料を確認している	
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。	
		はい	社会福祉法人については、法令にもとづき決算状況をインターネット等で公開している。 第三者評価を受診した保育所等についても結果を公表している。	
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。	
		はい	社会福祉法人・学校法人においては、監事を置くこととなっており、内部でのチェック体制が整えられている。	
補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。		
	運営補助	保育所の運営にかかる経費への補助金であるため、運営補助の割合が大きくなっている。 国の「地域子育て支援事業」に定められている（１）延長保育事業（２）地域子育て支援拠点事業（３）一時預かり事業（４）病児保育事業については事業補助を実施しており、今後も国・県の動向に注視していく。		
	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。		
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 （※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと）	評価	具体的な根拠指標	
		いいえ	直近決算額における補助金額 円 繰越金額 円 { うち補助事業会計分 円 うち団体独自会計分 円	
			繰越金額が生じた具体的な原因について記入。	
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。	

補助金等調査表（チェックシート）

（３） 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

※詳細は別紙国県・近隣市比較表のとおり

国の制度として、子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金がある。
本市・近隣市ともに市単独補助事業が多いため比較は困難であるが、児童１人にかかる運営費補助や教材購入費補助、主食代の補助など、似たような補助事業を比較すると、概ね近隣市と同程度～高い補助額となっている。
また、国県要綱に定めのある事業にかかる補助については、国県と同額の補助を行う近隣市が多い中で、本市は上乘せ・横出し補助を実施しており、私立保育所等の安定した運営に貢献している。

（４） 補助金の課題

国・県の制度改正が多く、関連する補助事業について都度見直しを行う必要があるため、要綱改正を頻繁に行う必要がある。
また本市の児童数の推計や社会情勢を鑑み、補助金の妥当性を定期的に検討する必要がある。

（５） 所属長の総合評価

当該補助金については、市内の待機児童の解消に寄与するものであり、今後も継続していく。

（６） 補助金の今後の方向性

☒ 現行のまま継続
☐ 見直しをしたうえで継続
☐ 廃止
☐ その他

その他の内容

現行 継続の 理由	国・県の動向を踏まえつつ、引き続き継続する。
-----------------	------------------------

見直しの時期	
見直しの 内容	

廃止の時期	
廃止の理 由	